

埼玉県知事選挙

告示日＝8月8日(木)
投票日＝8月25日(日)

投票時間＝午前7時～午後8時

選挙管理委員会事務局 224-6120
226-7713

投票できる方

平成13年8月26日までに生まれた日本国民で、5月7日までに住民基本台帳に登録され、選挙当日まで引き続き市内に居住し、川越市の選挙人名簿に登録されている方。市外へ転出した方でも、市内の投票所で投票できる場合があります(県内他市町村へ転出した方の投票を参照)。

*川越市の選挙人名簿に登録されている方でも、特別な事情で選挙権を失った方、誤って登録されていた方などは投票できません。

県外から転入した方の投票

5月7日までに川越市へ転入届を提出している方は投票できます。5月8日以降に転入した方は投票できません。

県内他市町村から転入した方の投票

5月7日までに市へ転入届を提出している方は、川越市内の投票所で投票できます。5月8日以降に転入届を提出し、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地の市町村で投票できます。

この場合は、市町村が発行する引き続き県内に居住していることの証明書(引続居住証明書)または住民票の写しを提示するか、投票所で引き続き県内に居住していることを申し

出て、確認を受ける必要があります。

県内他市町村へ転出した方の投票

川越市の選挙人名簿に登録されていた方が、県内の他市町村へ転出し、新住所地の選挙人名簿に登録されていない場合は、川越市で投票できます。この場合は、市町村が発行する引き続き県内に居住していることの証明書(引続居住証明書)または住民票の写しを提示するか、投票所で引き続き県内に居住していることを申し出て、確認を受ける必要があります。なお、投票所で居住の確認を受ける際は時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

市内転居した方の投票

投票できる方のうち、7月25日(休)以降に市内で住所変更した方は、旧住所地の投票所で投票することになります。

投票所入場整理券

入場整理券は告示日以降、封書で郵送します。8月10日(土)までに配達される予定です。なお、入場整理券がない場合でも、川越市の選挙人名簿に登録されていれば、期日前投票所および投票日に指定された投票所で投票できます。

入場整理券が届いたら記載内容を確認してください。封筒には世帯全

員の入場整理券が入っています。投票所には本人の入場整理券だけを持参してください。

紛失等により選挙日当日に入場整理券を持っていない場合でも、会場で再交付することができます。

なお、再交付の際に本人確認書類(運転免許証・保険証等)を持参するとスムーズに再交付の手続きが行えます。

選挙公報

立候補者の経歴や政見などを記載した選挙公報は、8月23日(金)までに新聞朝刊(朝日・埼玉・産経・東京・日本経済・毎日・読売)に折り込みます。市役所本庁舎・市民センターなどにも置いてありますので、投票の参考にしてください。

新聞を購読していない方

選挙公報を郵送しますので、事務局に住所・氏名などをご連絡ください。一度連絡があった方には、次の選挙以降も郵送します(市外転出した場合を除く)。

インターネットの利用が可能な方

告示日以降、準備が整い次第、県選挙管理委員会ホームページに掲載します。

*選挙公報の掲載は、有権者への啓発・周知のために行うものです。ホ

ームページに掲載された選挙公報を印刷して、不特定多数の者に配布するなどの行為は公職選挙法に抵触することがありますので、十分にご注意ください。

投票の方法

投票所は入場整理券に記載してあります。確認の上、お出掛けください。投票の流れは、次のとおりです。

- ①受け付けで入場整理券を渡してください。入場整理券がない場合は係員に伝えてください。代理投票または点字投票を希望する場合は、その旨を係員に伝えてください。
- ②名簿との照合を行います。本人確認のため氏名を読み上げますが、ご了承ください。氏名の読み上げを希望しない場合は、本人確認書類(運転免許証等)を名簿対照係へ提示してください。
- ③投票用紙を受け取ってください。
- ④記載台で候補者1人の氏名を投票用紙に記載してください。
- ⑤投票用紙を投票箱に投函してください。
- ⑥以上で終了です。投票済証を希望する方は係員にお申し出ください。投票済証は1人1枚のみで、投票所を出てからの発行はできませんのでご了承ください。

■代理投票と点字投票

身体が不自由な方や自分で文字が書けない方のために、係員が本人に代わり記載します。また、視覚障害のある方は、点字による投票ができます。いずれの場合も、投票所で係員にお尋ねください。投票の秘密は固く守られます。

■18歳未満の方の同伴

投票所には18歳未満の方の同伴が可能です。ただし、投票の補助をしたり、本人の代理で投票したりすることはできませんので、ご注意ください。

開票(即日開票)

開票は、8月25日(日)午後9時から川越運動公園総合体育館で行います。開票速報は、総合体育館正面玄関に掲示します。夜間に及ぶため、付近の方の迷惑にならないようお願いいたします。

■投票・開票速報

投票速報：8月25日(日)午前9時～午後9時30分

開票速報：8月25日(日)午後10時～

*市ホームページ・モバイルサイトで確認できます。

■投票日当日に投票所へ行けない方へ

投票日以外なら市内で投票可能な方
期日前投票をご利用ください。期

日前投票の場所と日時は下の表1のとおりです。期日前投票を行う際は、宣誓書の提出が必要です。宣誓

書は入場整理券の裏面のほか、期日前投票所にも備えてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

■市外に長期滞在中の方

滞在地での不在者投票をご利用ください。「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、〒350-8601川越市役所選挙管理委員会事務局に郵送してください。投票用紙等を滞在先の住所地へ郵送しますので、投票日の前日までに滞在先の選挙管理委員会に出向き、不在者投票を行ってください。請求書は入場整理券の裏面のほか、市ホームページからもダウンロードできます。また、必要事項を満たしていただければ書式を用いなくても請求可能です。

*請求書は本人の自筆が必要です。また、メールやファクスでは請求できません。投票用紙の郵送には日数がかかります。早めに手続きしてください。

■指定施設に入院・入所している方

不在者投票施設として都道府県選挙管理委員会から指定されている施設では、施設内で不在者投票ができます。施設が指定施設に該当するか、不在者投票を実施できるかは施設にお尋ねください。

■重度の障害がある方

あらかじめ選挙管理委員会で審査を行い、条件に該当する方について

は、郵便等投票証明書を交付します。証明書を交付された方は郵送での投票ができます。また、郵便投票が可能なので、さらに一定の障害がある方については、あらかじめ指定した代理人に記載してもらおう代理記載の制度があります(表2参照)。

審査および証明書の交付には時間

表1 期日前投票の日程

会場	日時
7A会議室(本庁舎7階)	8月9日(金)～24日(土)午前8時30分～午後8時
南公民館(ウエスト川越1階)	8月16日(金)～24日(土)午前9時30分～午後8時30分 (24日(土)は午後7時まで)
メルト(西文化会館)	8月16日(金)～24日(土)午前9時30分～午後7時
高階市民センター	8月16日(金)～24日(土)午前9時30分～午後7時

*南公民館は、8月24日(土)のみ終了時間が異なりますので、ご注意ください。

*南公民館では駐車券は発券しません(1時間以内であれば駐車料金無料)。

表2 郵便投票および代理記載のできる方

郵便投票	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能1級または2級 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸1級または3級 免疫・肝臓1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹で特別項症～第2項症 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓で特別項症～第3項症
要介護状態区分が要介護5	
代理記載	
郵便投票の条件に加え、上肢・視覚で身体障害者手帳1級または戦傷病者手帳特別項症～第2項症	

投票場所の変更について

第49投票区(霞ヶ関北三丁目から六丁目)の方は、今回の選挙では投票所が霞ヶ関幼稚園から霞ヶ関北市民センターに変更となります。詳しくは、投票所入場整理券に記載された地図をご確認ください。

がかかります。申請は選挙管理委員会(東庁舎3階)で随時受け付けていますので、投票日の4日前までに手続きをしてください。手続きは代理の方が行えますが、申請書には本人の自筆が必要です。なお、身体障害者手帳など障害の程度を示す書類の原本を持参してください。

小江戸川越花火大会

約6,000発

8月17日(土)午後7時～(1時間30分程度)

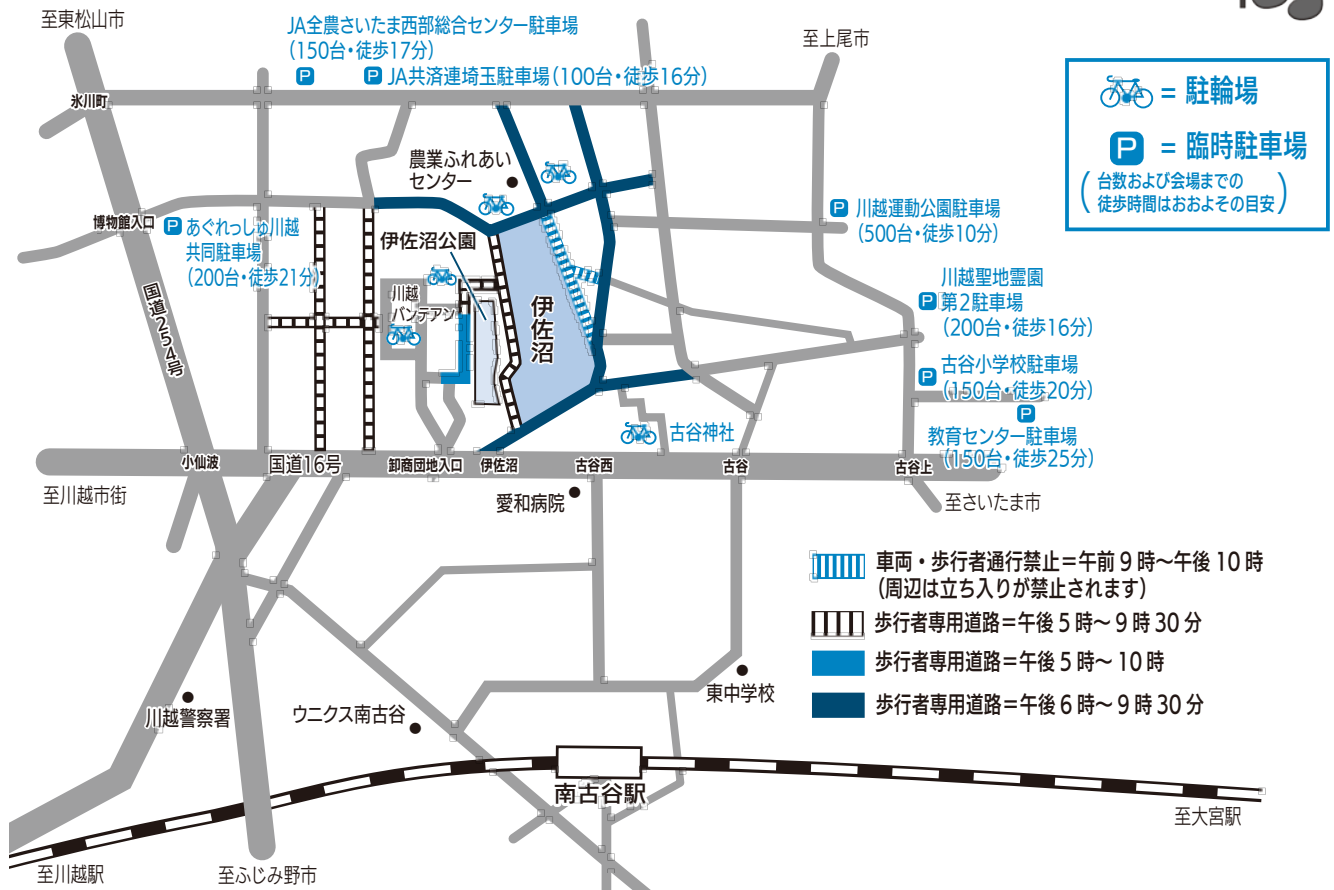
*開催可否の決定は、当日正午。荒天などの場合は、18日(日)に順延。
18日に開催できないときは中止になります。

主催 小江戸川越観光推進協議会

問い合わせ…川越駅観光案内所 ☎222-5556(午前9時～午後7時)

観光課 ☎224-5940(祝・休日を除く月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分)

当日の開催可否について ☎0180-99-1838(当日、午後1時～8時)



最寄駅

JR川越線南古谷駅から徒歩約25分。

臨時バス

当日は、午後4時から6時まで、臨時の直通バスが本川越駅と川越駅西口(ウエスタ川越前)から会場まで運行します。花火大会終了後は、午後10時ごろまで、会場から本川越駅と川越駅西口へ運行します。

*道路が大変混雑するため、到着が遅れる場合があります。混雑状況によっては乗車できない場合があります。

臨時駐車場

午後3時から10時ごろまで利用できます。

お願いと注意事項

- 当日は交通規制が行われ混雑が予想されます。
- 路上駐車は禁止です。近隣の方に迷惑をかける上、緊急車両の通行の妨げになります。

有料観覧席

料金等詳しくは、(公)小江戸川越観光協会のホームページをご確認いただくか、有料観覧席専用ダイヤル ☎080-3711-7928(月～金曜日、午前9時～午後5時)にお問い合わせください。

*交通規制については、範囲・時間などが変更になる場合がありますので、ご了承ください。開催に関する詳細情報については、市ホームページをご確認ください。

- 自転車は決められた場所に止めてください。
- 会場が暗いので、懐中電灯を持参してください。
- ブルーシートによる場所取りは禁止します。
- 小型無人機(ドローン等)の使用は禁止します。

11月24日(日)
開催!!



小江戸川越ハーフマラソン2019 参加者募集!

小江戸川越ハーフマラソン
2019

小江戸川越マラソン実行委員会(スポーツ振興課) = ☎228-0102 ☎224-8712
申し込みに関する問い合わせ = ☎048-778-5880 (月~金曜日、午前10時~午後5時。8月13日~15日、祝・休日を除く)

蔵の町並みを駆け抜け、スポーツの秋を満喫してみませんか。ハーフコースおよび10kmコースは日本陸連公認コースになる予定です。詳しくは、実施要項または大会ホームページをご確認ください。雨天決行。

申し込み方法

川越市民枠(各定員の1割程度) = 8月9日(金)正午~12日(休) ▶ 一般・大会サポートランナー枠 = 8月16日(金)正午~

- 大会ホームページ
- エントリーセンター ☎0570-039-846 (月~金曜日、午前10時~午後5時30分。祝・休日を除く)
- ファミリーマート店舗にある端末(Famiポート) *川越市民枠を除く

募集種目等 合計10,000人(定員になり次第、終了) *そのうち大会サポートランナーは100人

種目・スタート時間

- ハーフ = 午前8時30分スタート予定
 - ①男子 ②女子 (一般・40歳代・50歳代・60歳以上)
 - 10km = 午前9時スタート予定
 - ①男子 ②女子 (高校生・一般・40歳代・50歳代・60歳以上)
 - Fun Run(約4km) = 午前9時30分スタート予定
 - ①一般(中学生以上) ②ペア(小学生と保護者各1人)
- 参加資格・参加費(別途エントリー手数料が必要です)**
健康な方。18歳未満は保護者の同意が必要です。

- ハーフ...5,000円(高校生を除く18歳以上)
- 10km...5,000円▶高校生 = 3,000円
- Fun Run...一般 = 3,000円▶ペア = 5,000円
- 大会サポートランナー...各種目の参加費に1人当たりプラス10,000円

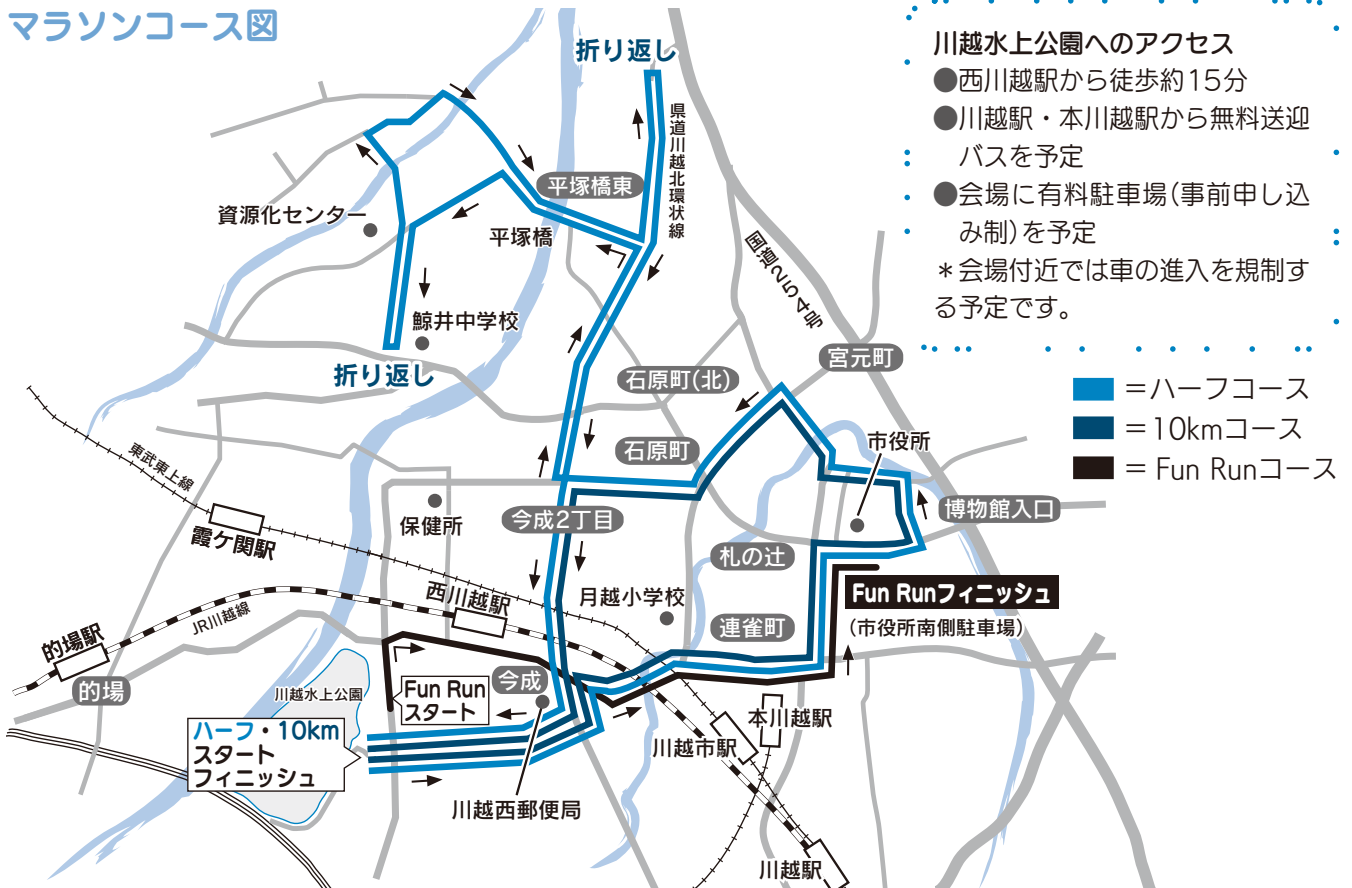
会場・コース

- スタート = 川越水上公園
- フィニッシュ = 川越水上公園(ハーフ・10km) ▶ 市役所前(Fun Run)

賞品(参加者全員に参加賞あり)

- ハーフ・10km = 1位~10位(1位~3位は表彰)

マラソンコース図



新築住宅に係る 固定資産税減額制度

資産税課 0224-5684

0226-2539

次の要件を全て満たす家屋を新築した場合、新築後3年度分(3階建て以上の耐火・準耐火住宅の場合は、5年度分)、家屋の住宅部分の固定資産税(120㎡を限度)を2分の1に減額します。

なお、手続きは不要です。

要件：①住宅部分の床面積が50㎡以上(一戸建て以外の賃貸住宅の場合は1区画の床面積が40㎡以上) 280㎡以下、②住宅部分の床面積が当該家屋の延べ床面積の2分の1以上

認定長期優良住宅の減額

右の①②を満たす「長期優良住宅」の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅を、平成21年6月4日から来年3月31日までの間に新築した場合、新築後5年度分(3階建て以上の耐火・準耐火住宅の場合は、7年度分)、家屋の住宅部分の固定資産税(120㎡を限度)を2分の1に減額します。

なお、減額には手続きが必要です。

必要書類：認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書▼現在の

所有者の氏名等が記載された、認定通知書または変更認定通知書の写し

申請期間：原則として新築した年の翌年1月31日までに申請

*長期優良住宅の認定は、工事着工前の申請が必要です。

市営住宅の入居者を募集

建築住宅課 0224-6049

0224-8965

「入居者募集案内」は、7月25日(木)から8月13日(火)まで、同課(小仙波庁舎1階)・市役所受付(本庁舎1階)・市民センター・南連絡所・ウエスタ川越証明センター・埼玉県住宅供給公社川越支所で配布します。

対象：次の全てを満たす方

①同居親族がいる(予定を含む)

②市内に住所がある

③住宅に困っていることが明らかである(自己所有住宅・公営住宅などに住んでいない)

④入居予定者全員の収入総額が基準額以内(高齢の方・障害のある方がいる世帯などは、一般世帯より基準を緩和)

⑤申込者や同居親族(予定を含む)が暴力団員でない

*高齢者世帯付住宅は②⑤を満たす自炊可能な程度の状態にある65歳

以上の単身者等。

選考方法：抽選

申し込み：募集案内にある申込書に

必要事項を記入し、8月13日(火)(消印有効)までに郵送で〒350-1101的場2218-4ベル

アート301号室・埼玉県住宅供給公社川越支所

*家賃など詳しくは、埼玉県住宅供給公社 0227-6418にお尋ねください。

事業承継による店舗の改修費用等の一部を補助

産業振興課 0224-5934

0224-8712

市内事業者の円滑な事業承継による商業の振興を図るため、事業承継をする方(補助対象者)が行う店舗の改修または設備整備に要する費用の一部を補助します。

*補助金交付決定前に工事着工した場合、補助は受けられません。必ず工事着工2週間前までに申請してください。

対象：次の①④の全てを満たす方

①65歳以上の経営者から3親等内の親族または役員・従業員への事業承継(引き継ぎ後、1年末満の場合可)

②市内の同一の場所で5年以上経営

している小売業、飲食業またはサービス業に係る事業承継(フランチャイズ加盟業者は除く)

③従業員5人以下の小規模企業者

④商店街の区域内にある場合は、当該商店街に加入

補助額：店舗の改修または設備整備に要した費用(消費税を除く)の3分の1以内の額で、40万円(市外業者が店舗の改修または設備整備を行う場合は30万円)を限度(1000円未満切り捨て)

申し込み：同課(本庁舎5階)で配布する申請書類に必要事項を記入し直接同課

*申請書類は、市ホームページからもダウンロードできます。

ストマ装具等の更新申請

障害者福祉課 0224-5785

0225-3033

ストマ装具・紙おむつ等について、10月から来年3月分までの日常生活用具費の更新申請を受け付けます。

対象：すでに受給していて、継続を希望する方

提出方法：9月分までの支給決定通知書に同封された申請書に必要事項を記入し、8月30日(金)(必着)までに郵送で〒350-8601川

越市役所障害者福祉課

まちづくりにつながる市民活動を応援します

地域づくり推進課 ☎224-5705
Fax 224-6705

市では、「協働によるまちづくり」を推進しています。

協働とは、住みよい魅力あるまちづくりを目指し、市民と行政が協力し合いながら、地域の課題解決に向けて一緒に取り組んでいくことです。

今年度は、市民提案事業として左の11事業、市からの委託事業として4事業の実施団体を決定しました。文化や地域、観光など、まちづくりに関するさまざまな事業を、市民活動団体と市の協働事業として市内各所で実施していきます。

事業内容など詳しくは、市ホームページをご確認ください。

■今年度実施する協働事業 (市民提案事業・提案順)

- ①川越きもの日事業
- ②小江戸川越粋な伝統和芸を守り育てる会事業
- ③サツマイモまんが資料館開設事業
- ④テレジン収容所の幼い画家たち展
- ⑤空き家対策セミナーおよび個別相談の実施による不良空き家の発生予防活動
- ⑥Painters Street(屋外ライブペイント事業)及びその作品展示
- ⑦原発避難者と共に地域共生推進事業
- ⑧地域猫活動推進事業
- ⑨なくそう！「まごもの貧困」川越シンポジウム

- ⑩「川越の歴史に触れる朗読会」事業
- ⑪「ゴッソロン

■ウェスタ川越で書籍の閲覧ができます

ウェスタ川越市民活動・生涯学習施設内にあるワークショップ・情報コーナーは、市民活動団体やNPO法人等が、自由に利用し交流することができる共用のスペースです。市民活動団体等が行う、公益的な活動の参考になるような書籍を本棚に並べています。持ち出しはご遠慮ください。

市民活動支援講座「石川組製糸とゆかりの川越の人々」～市民活動の視点から～

講師は入間市博物館学芸員・三浦久美子さん。大製糸会社であった石川組の歴史や、川越にゆかりのある建築家・大工・文学者などに関する話から、川越市周辺の歴史文化を市民活動の視点で検証します。また、他市での施設利用の方法を紹介し、川越に応用する方法を探るワークショップも行います。

日時：9月8日(日)午後2時～4時30分 会場
：ウェスタ川越 市民活動・生涯学習施設
対象：関心のある方、任意団体やNPO法人の方 定員：先着50人 申し込み：催し名・氏名・電話番号・団体名を、8月5日(月)午前10時から電話・ファクスで同課

家屋調査にご協力を

資産税課 ☎224-5684
Fax 226-2539

新築・増築された家屋(居宅・事務所・倉庫など)の固定資産税額などを計算するため、家屋調査を行っています。

市職員が直接訪問し、間取りや資材などを調査します。ご理解とご協力をお願いします。

全国家計構造調査

情報統計課 ☎224-6185
Fax 224-2449

10月から11月まで、総務省統計局所管の「全国家計構造調査」を全国一斉に実施します。

この調査は、主に「家計簿」などの記入をお願いするものです。調査結果は、国や地方公共団体が行う社会・経済施策などの基礎資料として貴重なデータとなり広く利用されます。

調査は8月上旬から始まり、市内では約200世帯が選定され、県知事が任命した調査員が伺います。ご協力をお願いします。

*調査内容は、統計資料の作成のみ利用します。また、個人情報には厳重に保護されます。

児童扶養手当現況届

こども家庭課 ☎224-5821

Fax 225-5218

児童扶養手当の受給資格者は、受付期間中に現況届を同課(本庁舎3階)に提出してください。

提出がないと、手当を受給できません。該当する方には、8月上旬までに通知します。

手当が受けられるのは、受給者および同居する扶養義務者の前年の所得等が、それぞれ一定額未満の場合です。

なお、施設に入所しているなど、受給できない場合があります。

受付期間：8月1日(木)～30日(金)

受給資格：次のいずれかに該当する児童(18歳になる年の年度末まで。障害がある場合は20歳未満)を、監護している父または母、もしくは父または母に代わってその児童を養育している方

①父母が離婚(事実婚の解消を含む)した後、父または母と生計を同じくしていない児童

②父または母が死亡した児童

③父または母が政令で定める障害の状態にある児童

④父または母から1年以上遺棄されている児童

⑤父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

⑥父または母に配偶者暴力(DV)防止法による保護命令が出された児童

⑦船舶や飛行機の事故等により、父または母の生死が3か月以上明らかでない児童

⑧婚姻(事実婚を含む)によらないで生まれた児童

⑨棄児などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

未婚の児童扶養手当受給者に 臨時・特別給付金を支給

こども家庭課 ☎224-5821

Fax 225-5218

10月から実施される消費税率の引き上げに伴い、臨時・特別の措置として、臨時・特別給付金を支給します。

申請方法：提出書類等について詳しくは、市ホームページを確認するかお尋ねください。

対象：令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母のうち、10月31日(木)現在、法律婚をしたことがない方

申請期間：8月1日(木)～来年1月31日(金)

給付額：年額1万7500円

「市民のしおり」を配布します

広報室 ☎224-5495 Fax 225-2171

市の各種サービスや手続きを掲載した市民のしおり(全152ページ)を8月上旬から順次、全世帯に配布します。

市民のしおりは、市と(株)サイネックスとの協働事業により制作し、(株)サイネックスは企画・編集・印刷・配布を行い、市は行政情報を提供します。

制作費用には広告料収入を充てるため、市の費用負担はありません。

*8月31日(土)までに届かない場合は、同室までご連絡ください。



特別児童扶養手当の 所得状況届

こども政策課 ☎224-6278

Fax 223-8786

所得状況届は、引き続き手当の支給要件に該当しているかを確認するための届け出です。

現在、特別児童扶養手当を受けている方には、8月上旬までに用紙を送付します。

この届の提出がないと、手当を受給できません。忘れずに提出してください。

幼児教育・保育の無償化について

こども政策課 ☎224-6278

Fax 223-8786

10月からの実施概要を、市ホームページに掲載しています。

詳しくは、8月25日発行の広報川越でお知らせします。

道路はみんなが使うもの

道路環境整備課 ☎224・6029

☎222・6017

私たちの周りにある道路。安全で快適な通行ができるよう、次のことに気を付けましょう。市民の皆さんのご協力をお願いします。

■樹木などが張り出していないですか？

道路上に樹木や草、生け垣などが張り出していると、見通しを悪くしたり道幅を狭くしたりして、歩行者や車などの安全な通行に支障を来します。



また、風雨による倒木などで事故を招いた場合は、所有者の管理責任を問われることもあります。所有者は樹木の剪定や草刈りなど、適切な管理をお願いします。

■物を置いていませんか？

歩道や路肩に、看板・商品・自転車などを置くこと、歩行者や緊急車両(救急車・消防車など)の通行の妨げとなります。

また、段差を解消するためのステップ等の設置により、雨水排水が妨げられたり、転倒事故の原因になったりすることがあります。段差を解消したい場合には、施工承認手続きにより、切り下げ工事等を行ってください。詳しくは同課までお尋ねください。

■汚していませんか？

道路上へ泥やごみを落とすと、思わぬ事故の原因や周辺の迷惑になります。また、犬や猫のふんなどは道路上に放置せず、飼い主が適切に処分してください。

「市民意見箱」で皆さんの声が 直接市長に届きます

広聴課 ☎224・5011

☎222・5454

市では、より開かれた市政を目指して、「市民意見箱」を設置しています。



本庁舎1階にある市民意見箱

設置場所は、市民センターや公民館など次の26か所です。寄せられたご意見は、市長が直接拝読します。

意見箱には専用の用紙が備え付けてあります(任意の用紙でも可)。住所・氏名等を明記し、意見箱に入れてください。

皆さんの市政に対するご意見やご提案をお待ちしています。

設置場所：本庁舎1階・市民センター・

南連絡所・中央公民館・南公民館・北公民館・高階南公民館・大東南公民館・霞ヶ関北公民館・中央図書館・

西図書館・クラッセ川越・総合保健センター・メルト・ジョイフル・オアシス

* 郵送(〒350・8601川越市役所広聴課)または、専用ファックス ☎222・5454・市ホームページの「市政への提案フォーム」からも提出することができます。

オリンピックコンサートの ゲストが決定しました

オリンピック大会室 ☎224・6315

☎224・8712

8月3日(土)にウエスタ川越 大ホールで開催する「オリンピックコンサート2019 in 川越」のゲストアスリートが決定しました。

ゲストはリオデジャネイロオリンピックのラグビーフットボールに出場した中村知春さん、プロゴルファーの中嶋常幸さんと深堀圭一郎さんです。

イベントの詳細については詳しくは、市ホームページまたは5月25日発行の広報川越No.1439・12ページをご確認ください。



深堀圭一郎さん



中嶋常幸さん



中村知春さん

なお、チケットについては、ウエスタ川越窓口およびホームページで販売中です。

8月1日は水の日です

総務企画課 ☎223-3061
223-3078

人の体は、成人の場合、約60％が水分で占められています。普通に生活していても、体からは呼吸や汗、トイレ等で1日に約2.5ℓの水分が失われます。体内から5%の水分が失われると脱水症状が表れるといわれています。



私たちの健康にとって欠かせない飲み水について考えてみませんか。

■川越市の水

河川の上流にあるダムに蓄えられた水は、利根川や荒川を流れ、県の

浄水場を通じて市に送られてきます。これを県水と言います。また、市ではこのほかに深井戸から地下水をくみ上げ、市内の浄水場で消毒処理した水を県水と合わせて、市内全域に配水しています。

■水道水の水质

市では、市内20地点において残留塩素濃度・色度・濁度の検査を毎日行い、このうち8か所の観測場所では、水道法で定められた51項目について毎月定期検査を実施し、結果は市ホームページでも公表しています。

基準値に適合した安全な水を配水していますので、安心して水道水をご利用ください。

平和への祈り

総務課 ☎224-5550
225-2895

原爆投下と同時刻に黙とう

昭和20年、広島(8月6日)、長崎(8月9日)に投下された原子爆弾は、一瞬のうちに多くの尊い命を奪い、まちを破壊しました。被爆74年目を迎えるにあたり、原爆死没者の冥福を祈るとともに、世界の平和を願い、原爆投下と同時に「時の鐘」を鳴らし、左記のとおり黙とうを行います。市民の皆さんのご賛同をお願いします。

日時：8月6日(火)午前8時15分から1分間 ▼9日(金)午前11時2分から1分間

長崎平和祈念式典参加者による体験発表

中央図書館視聴覚ホールで行われる平和映画会(25ページ参照)の上映前に、長崎で開催された平和祈念式典参加者による体験発表を行います。当日直接会場。

日時：8月18日(日)午後1時30分～(開場は午後1時20分) 定員：先着100人 経費：無料

平和標語審査結果

令和元年度平和標語は、市立小中学校の児童生徒から302点の応募がありました。審査の結果、次の標語が入賞しました。

【小学生部門】

金賞

つくろうよ 平和な世界 笑顔の輪

飯塚蓮・霞ヶ関西小学校6年

銀賞

私から あなたに繋ぐ 平和のバトン

大野渥・大塚小学校6年

銅賞

分かち合う 相手の気持ち 大切に

外園明寿香・大東東小学校6年

【中学生部門】

金賞

突き進め 平和の歴史 令和へと

増田明奈・名細中学校3年

銀賞

世界観 寄り添いわかる 澄んだ空

内田桃菜・福原中学校3年

銅賞

架けていこう 平和の虹を 世界の空へ

川上麦穂・砂中学校3年



協定書を手を持つ川越少年刑務所の柴田所長(右)と川合市長

「災害時における相互協力に関する協定」を締結

防災危機管理室 ☎224-5554

Fax 225-2895

災害時における市民の安全確保を目的とし、6月27日に川越少年刑務所と、指定緊急避難場所としての施設利用および市の災害対策への協力について協定を締結しました。

国民健康保険の限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付

国民健康保険課 ☎224-5836
Fax 224-7318

国民健康保険(国保)では、同じ月内の医療費の負担が高額になり、一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

医療費が高額になる場合には、事前に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請し、医療機関に提示することで医療費の負担額が自己負担限度額までで済みます。

既に認定証の交付を受けている方

更新のお知らせと申請書を送付しています。更新が必要な方は、必ず提出してください。なお、70歳以上の方は自動更新です。

新たに認定証の交付を希望する方は、申請が必要です

交付を受ける方の保険証を持参し、申請してください。ただし、70歳未満で国民健康保険税に未納がある場合は交付できません。また、自己負担限度額の区分は世帯の所得に応じて異なりますので、所得の申告をお願いします。

申請場所：同課(本庁舎2階)・市民センター・南連絡所

*市民センター・南連絡所で申請する場合、認定証は後日郵送。

後期高齢者医療制度の限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付

高齢・障害医療課 ☎224-5842
Fax 224-7318

後期高齢者医療制度の被保険者が次の要件に該当した場合、申請すると「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。認定証を提示することにより一部負担金が自己負担限度額まで済みます。また、限度額適用・標準負担額減額認定証の対象になる方は、入院した場合の食事療養標準負担額等が減額されます。所得の区分など詳しくは、同課にお尋ねください。

既に認定証の交付を受けている方

今年度も要件に該当する場合には、同課から新しい認定証を送付しますので、更新の手続きは不要です。自己負担限度額の区分は所得に応じて異なります。所得の申告をお願いします。

新たに認定証の交付を希望する方は、申請が必要です

次の要件に該当する方で、交付を希望する方は、申請が必要です。

要件：①限度額適用・標準負担額減額認定証Ⅱ低所得者Ⅱおよび低所得者Ⅰの区分の場合、平成31年度市・県民税が非課税世帯の方、②限度額適用認定証Ⅱ現役並み所得者Ⅰの区分の場合、課税所得145万円以上380万円未満の方、または現役並み所得者Ⅱの区分の場合、課税所得380万円以上690万円未満の方

申請場所：同課(本庁舎2階)・市民センター・南連絡所

*市民センター・南連絡所で申請する場合、認定証は後日郵送。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 児童手当現況届の提出はお済みですか** こども政策課 ☎224-6278☎223-8786
対象の方には、児童手当現況届を6月に郵送しています。まだ提出していない方は、郵送による早めの提出にご協力ください。
- 「川越市子どもの生活に関する実態調査結果報告書」の公表** こども家庭課 ☎224-5821☎225-5218
子どもの日常生活や社会生活の自立と安定を目指した支援方針の検討にあたっての基礎資料とするため、昨年、調査を実施しました。同調査の報告書は同課(本庁舎3階)・図書館・市ホームページで確認できます。
- 「文化芸術及び生涯学習に関する意識調査」にご協力** 文化芸術振興課 ☎224-6157☎224-8712
市民の皆さんの意識や動向を把握し、今後の施策の基礎資料とするためのアンケート調査を実施します。無作為に選んだ市内在住の18歳以上の方3,000人に調査票を送付します。発送は、7月末を予定しています。ご協力をお願いします。
- 消防職員を募集しています** 消防局総務課 ☎222-0741☎226-7291
募集案内は消防局・消防署・分署で配布しています。また、消防組合ホームページからもダウンロードできます。募集について詳しくは、7月10日発行の広報川越No.1442・7ページまたは消防組合ホームページをご確認ください。
- 職場でのトラブル解決をお手伝いします** 雇用支援課 ☎238-6702☎238-6703
中立・公正な立場で、あっせんや不当労働行為を審査して、労働者や労働組合と使用者(会社など)とのトラブル解決をお手伝いします。申し込み方法などについて詳しくは、県労働委員会事務局 ☎048-830-6452にお尋ねください。